

旭川西ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名によりなる理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、副会長、幹事、会計および本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事である。

第3条 理事および役員の選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計および4名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会をクラブの定めるところに従って設置しなければならない。適法に行われた指名は年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た4名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

役員と理事が理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務めるものを選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって、会長の仕事とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての仕事、会長が理事会によって定められるそのほかの仕事をすることをもって、直前会長の仕事とする。

第3節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての仕事および会長が理事会によって定められるそのほかの仕事をすることをもって、会長エレクトの仕事とする。

第4節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する仕事をすることをもって副会長の仕事とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日または7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する仕事をすることをもって幹事の仕事とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する仕事をすることをもって会計の仕事とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：本クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は12月31日までに開催されなければならない」と規定している)

第2節

本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または本クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは本クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は第3例会日例会後に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節

入会金は3万円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、本クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

会費は年額を理事会で決める基本会費並びに特別会費とし、毎年半期ごと2回、7月および1月に納入すべきものとする。

第3節

中途入会者の会費については、別に定める内規により基本会費ならびに特別会費の一部を減免することができる。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による

採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(注:口頭による議決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する)

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

クラブ委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を負う。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は同委員会の委員としての経験を有することが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- ・ クラブ運営委員会
- ・ 奉仕プロジェクト委員会
- ・ ロータリー財団・米山記念奨学会委員会
- ・ 会員組織委員会

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画

を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切な R I 文書を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕の部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第1節 クラブ運営委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関し、その職務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を立案し、これを実施するものとする。クラブ運営委員長は、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ運営の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 会場監督

会場監督の任務は、通常その職に付随する任務、およびその他理事会によって定められる任務とする。

(b) 出席・プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

また、すべてのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる——を奨励し、その方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励方策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を調査し、これらを除去することに努めるものとする。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、ロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を全員に奨励し、本クラブの一般目標遂行のために会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) クラブ会報・広報委員会

この委員会は、クラブ会報の刊行によって、クラブに対する関心を促して出席の向上を図り、次週例会のプログラムを発表し、前例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

第2節 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地域社会および海外の社会のニーズに応える、教育的、人道的およ

び職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

(a) 社会奉仕委員会

この委員会は、地域社会におけるニーズを調査し、本クラブ会員が、そのニーズに応える奉仕活動を行ううえで役立つ情報を提供し、指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践するものとする。

(b) 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、その職業における倫理的水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

(c) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与える方策を考案し、これを実施するものとする。

(d) 新世代委員会

この委員会は、地域における青少年の育成に尽力するとともに、青少年奉仕に関するプロジェクトを指導、を監督するものとする。また、地域における青少年の奉仕活動を支援し、青少年の指導力向上に資する活動（ライラセミナーなど）に協力し、旭川西高インターアクト・クラブの支援を行う。

第3節 ロータリー財団・米山記念奨学会委員会

この委員会は、ロータリー財団ならびに米山記念奨学会の意義とその活動を会員に周知せしめ、資金の寄付とプログラムへの参加を通じて、同財団ならびに同奨学会を支援する計画を立て、実施するものとする。

第4節 会員組織委員会

この委員会は、会員増強と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

(a) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの職業分類一覧表の充填未充填をチェックし、未充填の職業分類を充填するための方策を立案し、実施するとともに、充填するのに適格な人物を理事会に推薦するよう努めるものとする。

(b) 職業分類・会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を、定款第7条第8条に照らして適格か否かを検討し、その結果を理事会に報告しなければならない。また、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前に地域の職業分類調査を行い、職業分類の原則を適用した充填未充填職業分類一覧表を作成しなければならない。

(c) ロータリー情報・雑誌委員会

この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、入会してから3年以内の会員対象に、家庭集会などを通じてロータリーについてともに語り合うことによってその理解を深める。さらに、例会等を通じてロータ

リーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、会員意識の向上に資するように努める。また、ロータリアン誌およびロータリーの友誌に対する会員の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会時に雑誌記事の簡単な紹介を行うよう努める。

第 11 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第 12 条 財 務

第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、クラブの奉仕活動に関する予算である。

第 2 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第 3 節

すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員によって支払われるものとする。但し、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第 4 節

すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものと

する。

第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が本クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節

理事会が承認を決定した場合、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会

員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、同新会員をクラブ委員会に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

ロータリーソング

来訪者の紹介（ゲスト）

来訪ロータリアンの紹介

会長挨拶

食事・懇談

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告（もしあれば）

スピーチその他のプログラム

ニコニコボックス披露

出席率発表

閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。本クラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。